

官報

号外
令和二年十二月二日

○第二百三回 参議院会議録第七号

令和二年十二月二日（水曜日）

午前十時一分開議

○議事日程 第七号

令和二年十二月二日

午前十時開議

第一 交通政策基本法及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

第二 スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

第三 種苗法の一部を改正する法律案（第二一回国会内閣提出、第二百三回国会衆議院送付）

第四 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

第五 予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

令和二年十二月二日 参議院会議録第七号

交通政策基本法及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律案、種苗法の一部を改正する法律案

○議長（山東昭子君） これより会議を開きます。

日程第一 交通政策基本法及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律案（衆議院提出）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長 長江崎孝さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔江崎孝君登壇、拍手〕

○江崎孝君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、交通政策基本法について、地域社会の維持及び発展の観点を明記し、赤字路線への補助は行わないというこれまでの運輸行政の在り方を転換し交通に関して国が支援を行う根拠となるような改正などを行うとともに、国土強靱化基本法の基本方針に、国家及び社会の重要な機能の例示として交通を明示し、地域の活力の向上を追加する等、所要の規定の追加等を行うおつもりであります。

委員会におきましては、提出者衆議院国土交通委員長より趣旨説明を聴取した後、法改正に伴う交通事業への支援及び財源確保並びに高速交通網の整備の在り方、交通事業における人材確保等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して武田良介委員長より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（山東昭子君） これより採決をいたします。

本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山東昭子君） 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。（拍手）

○議長（山東昭子君） 日程第二 スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案（衆議院提出）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長 長太田房江さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔太田房江君登壇、拍手〕

○太田房江君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院文部科学委員長長の提出によるものであり、スポーツを行う者の心身の健康保持増進等を図り、もつてスポーツの振興に寄与し、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展等に資するため、スポーツ振興投票の対象の

多様化及び収益の使途の拡大等を行うおつもりであります。

委員会におきましては、国のスポーツ振興予算の拡充の必要性、対象競技へのバスケットボールの追加と単一試合投票の導入を行う理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の山下委員より反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（山東昭子君） これより採決をいたします。

本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山東昭子君） 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。（拍手）

○議長（山東昭子君） 日程第三 種苗法の一部を改正する法律案（第二一回国会内閣提出、第二百三回国会衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長 長上月良祐さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔上月良祐君登壇、拍手〕

○上月良祐君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、植物の新品種の育成者権の適切な保護及び活用を図るため、輸出先国等の制限、農業者の自家増殖に係る特例の廃止等により、育成者権者の意思に反して登録品種が海外に流出することを防止するための措置のほか、育成者権を活用しやすくなるための措置等を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、輸出先国の指定等に関する規定の施行期日を令和二年十二月一日から令和三年四月一日に改めること等を内容とする修正が行われました。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、優良品種の海外流出防止の実効性、登録品種の自家増殖に係る農業者の特例の廃止による影響、品種開発における公的機関の役割等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、立憲民主・社民を代表して石垣委員より反対、国民民主・新緑風会を代表して舟山委員より賛成、日本共産党を代表して紙理事より反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。

本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。(拍手)

○議長(山東昭子君) 日程第四 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長森屋宏さん。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(森屋宏君登壇、拍手)

○森屋宏君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、特定非営利活動法人の設立を促進するとともに、事務及び業務の簡素化及び合理化を図るため、特定非営利活動法人の認証の申請手続における必要書類の縦覧期間を短縮し、及び書類の閲覧又は謄写の際の個人の住所又は居所に係る記載の部分の除外について定めるとともに、認定特定非営利活動法人等が所轄庁に提出する書類の一部を削減する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、NPO活動の活性化と透明性の確保等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。

本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山東昭子君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

○議長(山東昭子君) 日程第五 予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長小川克巳さん。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(小川克巳君登壇、拍手)

○小川克巳君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、現下の新型コロナウイルス感染症の発生の状況に対処するため、当該感染症に係る臨時の予防接種の実施について定めるとともに、当該感染症に係るワクチンの製造販売業者等に対する損失を政府が補償することができることとするほか、検疫感染症以外の感染症について検疫法の規定を準用する期間を延長できることとしようとするものであります。

委員会におきましては、新型コロナウイルスワクチンの承認審査の在り方、予防接種の実施体制整備のための支援方策、接種勧奨、努力義務規定の適用の在り方、新型コロナウイルスワクチンに係る安全性情報等の収集、公開体制等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。

本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山東昭子君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午前十時十五分散会

出席者は左のとおり。

議長	山東 昭子君
副議長	小川 敏夫君

議員	伊藤 岳君	岩淵 友君
	武田 良介君	柳ヶ瀬裕文君
	山添 拓君	大門実紀史君
	片山 大介君	田村 智子君
	倉林 明子君	紙 智子君
	浅田 均君	山下 芳生君
	井上 哲士君	清水 貴之君
	東 徹君	市田 忠義君
	小池 晃君	石井 章君
	室井 邦彦君	松沢 成文君
	鈴木 宗男君	音喜多 駿君
	熊野 正士君	梅村みずほ君
	宮崎 勝君	安江 伸夫君
	高木かおり君	高橋 光男君
	下野 六太君	石井 苗子君
	塩田 博昭君	竹内 真二君
	梅村 聡君	三浦 信祐君
	伊藤 孝江君	柴田 巧君
	里見 隆治君	佐々木さやか君
	河野 義博君	杉 久武君
	矢倉 克夫君	平木 大作君
	中西 祐介君	新妻 秀規君

若松 謙維君	石川 博崇君	大野 泰正君	太田 房江君
横山 信一君	片山虎之助君	山田 俊男君	長谷川 岳君
山本 博司君	浜田 昌良君	森 まさこ君	丸川 珠代君
竹谷とし子君	山本 香苗君	西田 昌司君	石井 準一君
中西 健治君	秋野 公造君	水落 敏栄君	末松 信介君
谷合 正明君	江島 潔君	牧野たかお君	青木 一彦君
西田 実仁君	山口那津男君	二之湯 智君	中川 雅治君
岡田 直樹君	松川 るい君	世耕 弘成君	関口 昌一君
元榮太一郎君	中西 哲君	武見 敬三君	岡田 広君
佐藤 啓君	小野田紀美君	高良 鉄美君	嘉田由紀子君
朝日健太郎君	三浦 靖君	伊波 洋一君	ながえ孝子君
山田 太郎君	宮島 喜文君	渡辺 喜美君	高橋はるみ君
藤木 真也君	舞立 昇治君	宮崎 雅夫君	本田 顕子君
三木 亨君	三宅 伸吾君	小川 克巳君	青山 繁晴君
宮本 周司君	堀井 巖君	今井絵理子君	そのだ修光君
馬場 成志君	羽生田 俊君	山田 宏君	和田 政宗君
長峯 誠君	藤川 政人君	足立 敏之君	滝波 宏文君
渡辺 猛之君	赤池 誠章君	滝沢 求君	高野光二郎君
石井 正弘君	高階恵美子君	島村 大君	北村 経夫君
大家 敏志君	上野 通子君	古賀友一郎君	上月 良祐君
石井 浩郎君	山谷えり子君	酒井 庸行君	古川 俊治君
宮沢 洋一君	藤井 基之君	佐藤 正久君	佐藤 信秋君
野村 哲郎君	松村 祥史君	藤末 健三君	山本 順三君
磯崎 仁彦君	三原じゅん子君	松下 新平君	猪口 邦子君
宇都 隆史君	岩井 茂樹君	片山さつき君	福岡 資麿君
有村 治子君	増子 輝彦君	水岡 俊一君	金子原二郎君
櫻井 充君	橋本 聖子君	鶴保 庸介君	衛藤 晟一君
野上浩太郎君	松山 政司君	林 芳正君	羽田雄一郎君
寺田 静君	須藤 元気君	尾辻 秀久君	中曽根弘文君
平山佐知子君	安達 澄君	浜田 聡君	小沼 巧君
岩本 剛人君	加田 裕之君	塩村あやか君	田島麻衣子君
清水 真人君	徳茂 雅之君	岸 真紀子君	石垣のりこ君
進藤金日子君	自見はなこ君	石川 大我君	打越さく良君
森屋 宏君	山田 修路君	横沢 高德君	森屋 隆君
吉川ゆうみ君	阿達 雅志君	小沢 雅仁君	熊谷 裕人君
豊田 俊郎君	山下 雄平君	勝部 賢志君	木戸口英司君
堂故 茂君	柘植 芳文君	宮沢 由佳君	杉尾 秀哉君
石田 昌宏君	高橋 克法君	森本 真治君	吉田 忠智君

真山 勇一君	齋藤 嘉隆君	総務委員
難波 奨二君	徳永 エリ君	辞任
江崎 孝君	田名部匡代君	今井絵理子君
吉川 沙織君	川田 龍平君	三浦 靖君
牧山ひろえ君	青木 愛君	下野 六太君
蓮 舫君	白 眞勲君	伊藤 岳君
森 ゆうこ君	那谷屋正義君	厚生労働委員
芝 博一君	福山 哲郎君	辞任
福島みずほ君	郡司 彰君	経済産業委員
長浜 博行君	鉢呂 吉雄君	辞任
田村 まみ君	伊藤 孝恵君	国土交通委員
芳賀 道也君	矢田わか子君	辞任
浜口 誠君	舟山 康江君	環境委員
磯崎 哲史君	上田 清司君	辞任
古賀 之士君	浜野 喜史君	未松 信介君
川合 孝典君	榑葉賀津也君	鶴保 庸介君
小西 洋之君	石橋 通宏君	西田 実仁君
足立 信也君	大塚 耕平君	予算委員
有田 芳生君	野田 国義君	辞任
小林 正夫君	柳田 稔君	三木 亨君
木村 英子君	船後 靖彦君	補欠
文部科学大臣	萩生田光一君	補欠
厚生労働大臣	田村 憲久君	補欠
農林水産大臣	野上浩太郎君	補欠
国土交通大臣	赤羽 一嘉君	補欠
国務大臣	坂本 哲志君	補欠
(内閣府特命担当大臣(少子化対策))		

議長 報告事項
一昨十一月三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任 岡田 直樹君
補欠 三浦 靖君
吉良よし子君 伊藤 岳君

東日本大震災復興特別委員	辞任	清水 真人君	補欠	藤木 真也君
本田 顕子君	補欠	福岡 資麿君		
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。				
災害対策特別委員	辞任	岩渕 友君	補欠	吉良よし子君
行政監視委員	辞任	宮島 喜文君	補欠	赤池 誠章君
赤池 誠章君	補欠	宮島 喜文君		
環境委員	辞任	三木 亨君	補欠	鶴保 庸介君
予算委員	辞任	三木 亨君	補欠	下野 六太君
国土交通委員	辞任	加田 裕之君	補欠	末松 信介君
経済産業委員	辞任	衛藤 晟一君	補欠	今井絵理子君
厚生労働委員	辞任	伊藤 岳君	補欠	衛藤 晟一君
総務委員	辞任	今井絵理子君	補欠	岡田 直樹君

令和二年十二月二日 参議院会議録第七号 議長の報告事項

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

決算委員会

理事 古賀友一郎君 (長峯誠君の補欠)
理事 舞立 昇治君 (西田昌司君の補欠)
理事 牧野たかお君 (森屋宏君の補欠)
理事 古賀 之土君 (野田国義君の補欠)
理事 里見 隆治君 (三浦信祐君の補欠)
行政監視委員会

理事 石井 正弘君 (牧野たかお君の補欠)
理事 中西 祐介君 (野村哲郎君の補欠)
理事 川田 龍平君 (吉川沙織君の補欠)
理事 西田 実仁君 (西田実仁君の補欠)
同日議員から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。

香港の一国二制度の堅持を求める決議案(松沢成文君外一名発議)
同日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(衆第四号)
スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(衆第六号)

文教科学委員会に付託
労働者協同組合法案(第二一回国会衆第二六号)
厚生労働委員会に付託
交通政策基本法及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律案(衆第五号)

国土交通委員会に付託
同日議長は、次の内閣提出案を決算委員会に付託した。

令和元年度一般会計歳入歳出決算、令和元年度特別会計歳入歳出決算、令和元年度国税収納金整理資金受払計算書、令和元年度政府関係機関決算書

令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書

令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を農林水産委員会に付託した。

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律案(閣法第四号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(音喜多駿君外四名発議)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案
同日議員から次の質問主意書が提出された。

ゲーム障害に関する質問主意書(平山佐知子君提出)(第二四号)

環境事務次官による炭素税への言及が政治的行爲に当たるとの見解に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第二五号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

マスクの代用としてフェイスガード等を用いることに関する質問主意書(浜田聡君提出)(第二一号)

横浜地方裁判所相模原支部における合議制導入に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第二二号)

都道府県労働局が発出した「雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金の活用について」に関する質問主意書(塩村あやか君提出)(第二三三号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律

昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 三浦 靖君 補欠 岡田 直樹君
伊藤 岳君 吉良よし子君

総務委員

辞任 衛藤 晟一君 補欠 今井絵理子君

岡田 直樹君 三浦 靖君

進藤金日子君 末松 信介君

西田 実仁君 下野 六太君

吉良よし子君 伊藤 岳君

厚生労働委員

辞任 今井絵理子君 補欠 衛藤 晟一君

農林水産委員

辞任 林 芳正君 補欠 高橋はるみ君

経済産業委員

辞任 末松 信介君 補欠 加田 裕之君

高橋はるみ君 林 芳正君

国土交通委員

辞任 加田 裕之君 補欠 進藤金日子君

三木 亨君 鶴保 庸介君

下野 六太君 西田 実仁君

環境委員

辞任 鶴保 庸介君 補欠 三木 亨君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日内閣から次の議案が提出された。

日本放送協会令和元年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書並びに監査委員会及び会計監査人の意見書

同日議長は、次の衆議院提出案を災害対策特別委員会に付託した。

令和二年七月豪雨災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(衆第七号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

独立行政法人都市再生機構の完全民営化の推進に関する法律案(浅田均君外一名発議)

日本たばこ産業株式会社完全民営化等に関する法律案(松沢成文君外一名発議)

公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(片山大介君外一名発議)

公文書院の設置等による公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案(片山大介君外一名発議)

新型コロナウイルス感染症等による経済活動への影響に対する当面の対策として消費税の税率を引き下げる等のために講ずべき措置に関する法律案(音喜多駿君外一名発議)

国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案(浅田均君外一名発議)

森林法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(東徹君外一名発議)

同日委員長から次の報告書が提出された。

交通政策基本法及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律案(衆第五号)

審査報告書

スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(衆第六号)審査報告書

同日議長は、次の内閣提出案を決算委員会に付託した。

令和元年度一般会計歳入歳出決算、令和元年度特別会計歳入歳出決算、令和元年度国税収納金整理資金受払計算書、令和元年度政府関係機関決算書

種苗法の一部を改正する法律案(第二百一回国会閣法第三七号)審査報告書

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(衆第四号)審査報告書

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案(閣法第一号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

「明治日本の産業革命遺産」の第四十二回世界遺産委員会決議の勧告に関する質問主意書(勝部賢志君提出)(第二六号)

同日内閣を経由して総務大臣から、放送法第七十二条第二項の規定に基づく日本放送協会令和元年度業務報告書及びこれに付する同大臣の意見並びに監査委員会の意見書を受領した。

審査報告書

交通政策基本法及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

令和二年十二月一日

国土交通委員長 江崎 孝

参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、交通に関する施策の一層の推進を図る観点から、交通の機能の確保及び向上を図るに当たっては、人口の減少に対応しつつ地域社会の維持及び発展に寄与するものとなるようにすべきこと並びに国土強靭化の観点を踏まえ我が国の社会経済活動の持続可能性を確保することが重要であること等を規定しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。

令和二年十二月二日 参議院会議録第七号

一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 交通が国民の通勤通学等日常生活の移動手段及び社会経済活動の基盤であることに鑑み、人口減少が進む中においても地域経済の活性化並びに地域社会の維持及び発展を図るとともに、交通における防災・減災を推進するため、基幹的な高速交通網の形成と活用、地域内及び地域間の交流及び物資の流通の促進に資する国内交通網及び輸送に関する拠点の形成、交通事業者の経営基盤の強化、人材の確保等に必要なる財政、税制、金融、料金体系見直し等の各種支援策の一層の充実に努めること。

二 地域公共交通により経済活性化、観光振興、健康増進等多面的に効果が波及するクロスセクター効果が発揮される一方、地域公共交通事業者の経営が非常に厳しい状況に鑑み、地域公共交通の利用促進を図り、その活性化及び再生のための更なる施策を講ずるとともに、地域公共交通の利便性及び安全性の向上等に関する事業者の取組に対して更なる支援の強化に努めること。

三 交通事業における人材確保が困難となつていく状況に鑑み、交通事業の従事者の賃金及び労働時間等を含む労働条件の改善並びに人材の育成・確保のための支援に努めること。特に、新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化している交通事業者において雇用の維持が可能となるよう引き続き強力に支援すること。

四 新型コロナウイルス感染症の影響下においても交通が十分に確保されるよう、交通事業の従事者や旅客の感染症対策の一層の推進も含め、

交通事業に対する柔軟かつ機動的な支援を充実すること。また、感染症対策の推進に当たっては、科学的知見に基づいた安心感の醸成に向けて、事業者と連携して取組を推進すること。

五 自然災害により被災した交通サービス及び交通インフラの早期復旧を図るため、人材及び代替交通手段の確保、交通インフラの復旧の推進等に係る事業者の取組の更なる支援の強化に努めること。また、国土強靭化の観点から、再度災害防止のための改良復旧等を対象とする支援制度の整備及び運用改善について検討すること。

六 高速交通網の形成に当たっては地域住民の理解が重要であることを踏まえ、事業の必要性や工事の進め方等について事業主体と住民その他の関係者との間で十分な協議を行うための場を設ける等の環境整備を行い、計画段階及び工事段階の双方における関係者間の合意形成に努めること。

七 高齢者、障害者、妊産婦等の円滑な移動のために介助を要する場合に対し、交通事業者、行政、ボランティア団体等の連携の下、安全を確保し、支えていくための取組を推進すること。特に障害者については、公共交通機関の利用が拡大していることから、車椅子使用者や視覚障害者をはじめとする移動制約者と事業者双方との対話を重ねた上で介助の在り方を明確化するなど、必要な措置を講ずること。
右決議する。

交通政策基本法及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

令和二年十一月二十四日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山東 昭子殿

交通政策基本法及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法の一部を改正する法律(交通政策基本法の一部改正)

第一条 交通政策基本法(平成二十五年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「進展の下に」、人口の減少を加え、「及び地域経済の活性化」を「並びに地域経済の活性化、地域社会の維持及び発展に改め、同条第二項中「当たっては」の下に「国土強靭化の観点を踏まえ」を、「こと」の下に「等を通じて、我が国の社会経済活動の持続可能性を確保すること」を加える。

第十六条中「国は」の下に、「少子高齢化の進展、人口の減少その他の社会経済情勢の変化に伴い、国民の交通に対する需要が多様化し、又は減少する状況においても」を加える。
第十七条の次に次の一条を加える。

(公共交通機関に係る旅客施設等の安全及び衛生の確保)

第十七条の二 国は、国民が安全にかつ安心して公共交通機関を利用することができるようにするため、公共交通機関に係る旅客施設及びサービスに関する安全及び衛生の確保の支援その他必要な施策を講ずるものとする。
第十八条中「前二条」を「前三条」に改める。
第二十条中「活性化」の下に「地域社会の維持及び発展」を、「形成」の下に「基幹的な高速交通網の形成を含む」を、輸送サービスの提供の確保を加える。

第二十一条中「強化」の下に「人材の確保(これに必要な労働条件の改善を含む)の支援」を加える。
第二十二条中「国は」の下に「国土強靭化の観点から、我が国の社会経済活動の持続可能性を確保することの重要性に鑑み」を加える。

(強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部改正)

第二条 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

前文のうち第二項中「おそれがある」の下に「。また、近年、地震、台風、局地的な豪雨等による大規模自然災害等が各地で頻発している」を加える。

第八条第二号中「国家」を「行政、情報通信、交通その他の国家」に改め、同条第四号中「より」の下に「。地域の活力の向上を図られ」を加える。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和二年十二月一日

文教科学委員長 太田 房江
参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、スポーツを支える者の協力の下にスポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保等を図り、もつてスポーツの振興に寄与し、国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に資するため、スポーツ振興投票の対象の多様化、スポーツ振興投票の収益の使途の拡大等を行うとするものである。

り、おおむね妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、スポーツ振興投票の寄附的な性格について理解の促進を図り、売上の向上に努めるとともに、スポーツ振興のための予算措置について、今後もお一層その充実を図ること。

二、独立行政法人日本スポーツ振興センターによるスポーツ振興投票対象試合開催機構(以下「機構」という。)の業務に要する費用に係る支援の一部について、機構からチームを保有する社員に対して、一の試合を対象とするスポーツ振興投票(以下「単一試合投票」という。)のチームごとの売上を踏まえて配分することができるよう、機構に対して必要な規程の整備を促すこと。

三、海外リーグの試合については、単一試合投票の導入当初においては、対象として指定しないこととし、単一試合投票の実施状況や購入者に対する影響等を踏まえて、単一試合投票の対象とすることについて検討を行うこと。

四、スポーツ振興投票の公正な運営を確保するため、機構に対して、チームの選手、監督及びコーチ並びに審判員等に対する不正行為の防止等に係る研修の充実、アンチ・ドーピング活動の充実、相談窓口の整備及び周知等に取り組むことを通じてスポーツ・インテグリティの向上を図るよう促すこと。

五、単一試合投票について、特定の結果に極めて多数の投票が集中するなど、通常想定されない投票が行われた場合、独立行政法人日本スポーツ振興センターにおいてこれを探知し、機構と情報共有を図る仕組みを構築すること。

六、単一試合投票について、過去の試合結果等に基づき、当せん倍率が過度に高くなるらない投票パターンを設定するよう留意すること。

七、スポーツ振興投票の収益の配分に当たっては、運動部活動の受皿ともなる地域スポーツ活動の充実や、特に人的・財政的基盤が脆弱な障害者スポーツ団体を含めスポーツ団体の運営基盤の強化に適切に配慮すること。

右決議する。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

令和二年十一月二十四日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山東 昭子殿

スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律

(スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部改正)

第一条 スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「なる試合」の下に「等」を加える。

第一条中「定め」の下に「。スポーツを支える者の協力の下にスポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保等を図り」を加え、「寄与する」を「寄与し、国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に資する」に改める。

第二条を次のように改める。

(定義)
第二条 この法律において「スポーツ振興投票」とは、次に掲げる行為をいう。

一 サッカー又はバスケットボールの一又は二以上の試合の結果についてあらかじめ発売されたスポーツ振興投票券によつて投票をさせ、当該投票と当該試合の結果との合致の割合が文部科学省令で定める割合(以下この号、第十三条第一項及び第十四条において「試合に係る合致割合」という。)に該当したスポーツ振興投票券を所有する者に対して、試合に係る合致割合ごとに一定の金額を払戻金として交付すること。

二 サッカー又はバスケットボールの一又は二以上の競技会の経過又は結果についてスポーツ振興投票券によつて投票をさせ、当該投票と当該競技会の経過又は結果との合致の割合が文部科学省令で定める割合(以下この号並びに第十三条第一項及び第三項において「競技会に係る合致割合」という。)に該当したスポーツ振興投票券を所有する者に対して、競技会に係る合致割合ごとに一定の金額を払戻金として交付すること。

第二章の章名中「試合」の下に「等」を加える。
第四条の見出しを「(対象試合等)」に改め、同条中「試合」を「試合又は競技会」に、「第十條第二項第一号及び第二号並びに第十二條」を「第十條第二項各号、第十二條及び第二十一條第一項第四号」に、「サッカーの試合」を「試合又は競技会」に、「及び第十條第二項第四号」を「第十條第二項第四号及び第二十七條の二第一項」に、「対象試合」を「対象試合等」に改める。

第五条中「対象試合」を「対象試合等」に改める。
第五条の二の見出しを「(特定対象試合等)」に改め、同条中「対象試合」を「対象試合等」に、「一の試合」を「又はバスケットボールの試合又は競技会」に、「特定対象試合」を「特定対象試合等」に改める。

第七条第一項中「対象試合」を「対象試合等」に改める。

改め、「なる試合」の下に「又は競技会」を加え、同条第三項中「特定対象試合」を「特定対象試合等」に改め、同項後段を削る。

第十條第二項中「第十二條」の下に「及び第三十二條において「指定試合」という。」又は同項の規定により指定された個々の競技会(第十二條及び第三十二條において「指定競技会」という。)(以下この項を加え、「第三十二條」を削り、「指定試合」という。を「指定試合等」と総称する。)であつて当該各号に定めるもの」に改め、同項各号を次のように改める。

一 機構の役員及び職員 当該機構が開催する指定試合等

二 第二十四條第一号に規定するチームを保有する機構の社員(その社員が法人である場合には、その法人の役員) 当該機構が開催する指定試合等

三 第五條第一項の規定による登録を受けた選手、監督、コーチ及び審判員 当該登録に係る機構が開催する指定試合等

四 天候の悪化その他やむを得ない事由により対象試合等の中止を決定し、又はその決定に関与する権限を有する者(前三号に掲げる者を除く。) 当該対象試合等を開催する機構が開催する指定試合等

第十條第三項中「個々の試合」の下に「(第十二條の二、第十三條第一項及び第三十二條において「特定指定試合」という。又は第七條第三項において準用する同条第一項の規定により指定された個々の競技会(第十二條の二、第十三條第一項及び第三十二條において「特定指定競技会」という。))を加え、「第三十二條」を削り、「特定指定試合」を「特定指定試合等」に、「いう。」を「総称する。」に改め、同項第一号中「の試合」を「又はバスケットボールの試合又は競技会」に改め、同項第二号中「の試合」を「又はバスケットボールの試合又は競技会」に改め、「サッカー

チーム」の下に「又はバスケットボールチーム」を加え、同項第三号中「の試合」を「又はバスケットボールの試合又は競技会」に改め、「当該試合」の下に「又は競技会」を加え、同項第四号中「特定対象試合」を「特定対象試合等」に改める。

第十二條の見出し中「結果」の下に「等」を加え、同条中「結果」の下に「又は指定競技会の経過若しくは結果」を加える。

第十二條の二の見出し中「結果」の下に「等」を加え、同条第一項中「結果」の下に「又は特定指定競技会の経過若しくは結果」を加える。

第十三條中「結果」の下に「若しくは特定指定競技会の経過若しくは結果を加え、「金額をいう。以下同じ」を「金額をいう」に、「を合致の割合ごとに配分し、当該配分した金額にそれぞれ次条の加算金を加えた金額(以下「配分金額」という。)を合致の割合ごとに各合致投票券(合致の割合に該当するスポーツ振興投票券をいう。以下同じ。)にあん分した金額(当該あん分したを「以下この条において「払戻対象基礎額」という。))について、次の各号に掲げるスポーツ振興投票の区分に応じ、当該各号に定める金額当該各号に定める」に、「当該あん分した金額が合致の割合を」を「当該各号に定める金額が試合に係る合致割合又は競技会に係る合致割合」に改め、「合致投票券」の下に「(試合に係る合致割合又は競技会に係る合致割合に該当するスポーツ振興投票券をいう。以下同じ。)」を加え、同条に次の各号を加える。

一 第二條第一号に掲げるスポーツ振興投票であつてその対象となる試合の数が一であるもの 払戻対象基礎額を各合致投票券に按分した金額

二 第二條第一号に掲げるスポーツ振興投票であつてその対象となる試合の数が二以上であるもの 払戻対象基礎額を試合に係る合致割合ごとに配分し、当該配分した金額

にそれぞれ次条の加算金を加えた金額(同条において「配分金額」という。)を試合に係る合致割合ごとに各合致投票券に按分した金額

三 第二條第二号に掲げるスポーツ振興投票 払戻対象基礎額を競技会に係る合致割合ごとに配分し、当該配分した金額を競技会に係る合致割合ごとに各合致投票券に按分した金額

第十三條に次の二項を加える。

2 センターは、前項の払戻金のほか、同項第一号に掲げるスポーツ振興投票において、合致投票券がないときは払戻対象基礎額を当該スポーツ振興投票に係る各スポーツ振興投票券に按分した金額を、払戻金の最高限度額を超える金額があるときは当該超える部分の金額の総額を当該スポーツ振興投票に係る各スポーツ振興投票券に按分した金額を、それぞれ、当該スポーツ振興投票券と引換えに、これを所有する者に払戻金として交付する。

3 センターは、第一項の払戻金のほか、同項第三号に掲げるスポーツ振興投票において、いずれかの競技会に係る合致割合について合致投票券がないときは払戻対象基礎額のうち当該競技会に係る合致割合に配分されるべき金額を当該スポーツ振興投票に係る各スポーツ振興投票券に按分した金額を、払戻金の最高限度額を超える金額があるときは当該超える部分の金額の総額を当該スポーツ振興投票に係る各スポーツ振興投票券に按分した金額を、それぞれ、当該スポーツ振興投票券と引換えに、これを所有する者に払戻金として交付する。

第十四條第一項中「前条」を「前条第一項第二号に掲げるスポーツ振興投票について、同項」に、「合致の割合」を「試合に係る合致割合」に改め、同条第二項中「前条」を「前条第一項第二号に掲げるスポーツ振興投票について、同項」

に、「あん分した」を「按分した」に、「合致の割合」を「試合に係る合致割合」に改める。

第十五條第一項中「二円」を「十円」に改める。

第十七條第一項中「指定試合又は特定指定試合」を「指定試合等又は特定指定試合等」に改める。

第二十一條第一項中「の各号に掲げる事業を」に掲げる事業第五号、第八号及び第九号に掲げる事業にあつては、その一環として行われる活動が独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第百六十二号。以下「センター法」という。)第十五條第一項第二号又は第四号の活動に該当する事業を除く。に改め、同項第一号中「以下この項」を「次号」に改め、同項第四号中「前号に掲げるもののほか、」を削り、「指導者」の下に「審判員その他スポーツを支援する者」を、「向上」の下に「スポーツ団体の運営基盤の強化、スポーツに係る国際的な交流及び貢献並びに」を加え、「その他のスポーツの振興を目的とする事業」を削り、同号を同項第八号とし、同項第三号中「前二号の施設における」を削り、「その他のこれらの施設において行うスポーツの振興を目的とする事業(その一環として行われる活動が独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第百六十二号。以下「センター法」という。))第十五條第一項第二号及び第四号に該当する事業を除く。次号において同じ。」を並びに青少年の心身の健全な発達及び体力の保持増進を目的とする地域におけるスポーツ活動」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 大規模な災害、テロリズム又は感染症等が発生した場合における前号に掲げる事業に対する支援

七 スポーツを行う者の安全を確保するために行われる医療従事者等に対する研修等及び医療従事者等の派遣

令和二年十二月二日 参議院会議録第七号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案 種苗法の一部

第二十一条第一項第二号の次に次の二号を加える。

三 冷房設備、暖房設備、照明設備その他のスポーツを行う者の安全の確保に資するために必要な設備の整備(前二号に掲げるものを除く。)

四 機構の社員の保有するサッカーチーム又はバスケットボールチームの選手に対する他の職業に就くために必要な知識技能に関する研修、大規模な災害、テロリズム又は感染症等が発生した場合における生活に関する相談その他の職業及び生活の安定に資するための事業

第二十一条第一項に次の一号を加える。

九 前各号に掲げるもののほか、スポーツの振興を目的とする事業

第二十一条第四項中「第四号を」第九号に改める。

第二十三条第一項中「の試合」の下に「若しくは競技会」を、「一般社団法人」の下に「又はバスケットボールの試合若しくは競技会を通じてスポーツの振興を図ることを目的とする一般社団法人を、」全国を通じての下に「それぞれを加える。

第二十四条中「機構は」の下に「、その開催するサッカーの試合若しくは競技会又はバスケットボールの試合若しくは競技会に關し」を加え、同条第一号中「サッカーチーム」を「チームに、」サッカーの試合を「試合又は競技会」に改め、同条第二号中「結果」の下に「又は競技会の経過若しくは結果」を加え、同条第三号中「サッカーチーム」を「チームに、」サッカーの試合を「試合又は競技会」に改め、同条第四号中「サッカー」を削る。

第二十七条の次に次の一条を加える。

(センターによる支援等)
第二十七条の二 センターは、対象試合等の計画的かつ安定的な開催に資するため、機構に

対し、第二十四条第一号に掲げる業務に要する費用の一部について支援することができ

る。
2 機構は、前項の規定による支援を受けて第二十四条第一号に掲げる業務を行うに当たっては、同号のチームを保有する社員その他の関係者の意見を聴かなければならない。

第三十二条中「又は特定指定試合の」を「の結果若しくは指定競技会の経過若しくは結果又は特定指定試合の結果若しくは指定指定競技会の経過若しくは」に、「又は当該特定指定試合の」を「の結果若しくは当該指定競技会の経過若しくは」結果又は当該特定指定試合の結果若しくは当該特定指定競技会の経過若しくはに改める。

第三十七条及び第三十八条中「対象試合関係者を」対象試合等関係者に、「指定試合を」指定試合等に改める。

第四十条第一項第二号中「特定対象試合を」特定対象試合等に、「特定指定試合を」特定指定試合等に改める。

第四十一条中「指定試合又は特定指定試合を」指定試合等又は特定指定試合等に改める。

第四十二条中「指定試合を」指定試合等に改め、「よる試合」の下に「又は競技会」を加える。

附則第四項(見出しを含む)中「平成三十五年」を「令和五事業年度」に改める。
(独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正)

第二条 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 投票法第二十七条の二第一項の規定による支援
第二十二條第一項第一号中「第十三条」を「第

十三條第一項」に、「同条」を「同項」に改める。
附則第八條の二第一項中「第十三条」を「第十三條第一項」に改める。

附則第八條の三第一項中「第十三条」を「第十三條第一項」に、「緊急に行う」を「特に」に改める。

附則第八條の四(見出しを含む)中「平成三十五年」を「令和五事業年度」に改める。

附則

附則(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

2 スポーツ振興投票制度の在り方については、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のスポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の施行の状況を勘案して検討を加え、必要な見直しを行うものとする。

審査報告書
種苗法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

令和二年十二月一日
農林水産委員長 上月 良祐
参議院議長 山東 昭子殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、植物の新品種の育成者権の適切な保護及び活用を図るため、輸出先国又は栽培地域を指定して品種登録された登録品種についての育成者権の効力に関する特例の創設、育成者権の効力が及ぶ範囲の例外を定める自家増殖に係る規定の廃止、品種登録簿に記載された登録品種の特性の位置付けの見直し、品種登録審査実施方法の充実・見直し等の措置を講じよう

とするものであり、おおむね妥当な措置と認め

る。
なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

我が国の優良な登録品種は貴重な知的財産であり、これを適切に保護し、農業者の所得向上と地域の発展に寄与することが強く求められている。また、近年、我が国の優良な登録品種が海外に流出し、他国で生産され第三国に輸出される等、我が国からの農林水産物の輸出をはじめ、我が国の農林水産業の発展に支障が生じる事態が発生している。これらの課題に対処するため、育成者権の強化を図ることが求められている。一方で、育成者権の強化が農業経営に悪影響を与えるのではないかと懸念にも十分配慮する必要がある。よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 我が国の優良な植物新品種の海外流出の防止を目的とした育成者権の強化が、農業者による登録品種の利用に支障を来したり、農産物生産を停滞させ食料の安定供給を脅かしたりしないよう、種苗が適正価格で安定的に供給されることを旨として施策を講じること。

二 稲、麦類及び大豆の種苗については、農業者が円滑に入手し利用できることが我が国の食料安全保障上重要であることに鑑み、都道府県と連携してその安定供給を確保するものとし、各都道府県が地域の実情に応じてその果たすべき役割を主体的に判断し、品種の開発、種子の生産・供給体制が整備されるよう、適切な助言を行うこと。

三 各都道府県が、稲、麦類及び大豆の種子の原種は及び原原種はの設置等を通じて種子の増殖に必要な栽培技術等の種子の生産に係る知見を維持し、我が国の農業競争力の強化を図ること

四 稲、麦類及び大豆については、品種の純度が完全に優良な種子の供給を確保するため、原原種の採種現場では育成者が適切な管理の下で生産した種子又は系統別に保存されている原原種を使用するように指導すること。

（八）国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、都道府県等の試験研究機関が育成した登録品種に関する通常利用権の許諾については、その手続等有機農業をはじめ農業者の負担になることのないよう、適切に運用するとともに、これらの公的試験研究機関に対してガイドラインを提示する等により、その周知徹底を図ること。

公的試験研究機関が民間事業者に種苗の生産に関する知見を提供する場合においては、我が国の貴重な知的財産である技術や品種の海外や外国企業への流出を防止するため、適切な契約を締結する等十分留意するよう指導すること。

登録品種の種苗の海外流出の防止に当たっては、ホームセンター等の販売員等が意図せずに

十一 海外での品種登録の取組を支援し、推進する。

及び在来品種の収集・保全を促進すること。また、その着実な実施を確保するため、公的試験研究機関に対し十分な財政支援を行うこと。さらに、これらの施策を推進する立法措置に関する国会における議論に資するよう、必要な情報を適切に提供すること。

種苗法の一部を改正する法律案(第二百一回
国会内閣提出、本院継続審査)

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山東 昭子殿

種苗法の一部を改正する法律案
種苗法の一部を改正する法律

目次中「第三十二条」を「第三十二条の二」に、
第五十七条を「第五十七条の二」に改める。

令和二年十二月二日 参議院会議録第七号 種苗法の一部を改正する法律案

2 農林水産大臣は、前項第一号に掲げる要件に該当するかどうかの判断をするに当たっては、

第四條第一項中「品種登録願に係る品種（以下「及び」という。）を削り、同条第二項中「さかのぼった」を「遡った」に改める。

四 出願者が保持していると思料する出願品種の特性

第六条第一項中「四万七千二百円」を「一万四千円」に改める。

その職務育成品種の育成がされるについて使用者等が貢献した程度を考慮して定められる対価の支払を請求することができると「に」について準用するに改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

登録出願をすることを定めているときは、当該職務育成品種に係る品種登録を受ける地位は、

令和二年十二月二日 参議院会議録第七号 種苗法の一部を改正する法律案

用者等の負担及び貢献の程度並びに従業者等の
処遇その他の事情を考慮して定めなければなら
ない。

定めがある場合
第十条の次に次の一条を加える。
(品種登録管理人の品種登録出願手続等)

「在外者」というのは、農林水産省令で定める場合を除き、その者の品種登録に関する代理人で

品種登録管理人は、一切の手続について本人を代理する。ただし、在外者が品種登録管理人の代理権の範囲を制限したときは、この限りでない。

の實施に關して必要な協力を」を加え、同条第五項及び第六項を削り、同条の次に次の三条を加え

令和二年十二月二日 参議院会議録第七号 種苗法の一部を改正する法律案

人農業・食品産業技術総合研究機構以下「研究機構」という。)に前条第二項の規定による現地調査又は栽培試験を行わせることができる。 2 農林水産大臣は、前項の規定により研究機構に現地調査又は栽培試験を行わせるときは、当該現地調査又は栽培試験を行わないものとする。 3 研究機構は、農林水産大臣の同意を得て、関係行政機関、学校その他適当と認める者に対し、第一項の規定による現地調査又は栽培試験の実施に関して必要な協力を依頼することができる。 4 研究機構は、第一項の規定による現地調査又は栽培試験を行ったときは、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、当該現地調査又は栽培試験の結果を農林水産大臣に通知しなければならない。 5 農林水産大臣は、第一項の現地調査又は栽培試験の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、研究機構に対し、当該業務に関して必要な命令をすることができる。 (現地調査又は栽培試験に係る手数料) 第十五条の三 出願者は、第十五条第二項又は前条第一項の現地調査又は栽培試験に係る実費を勘案して農林水産省令で定める額の手数料を国(研究機構が同項の規定による現地調査又は栽培試験を行う場合にあつては、研究機構)に納付しなければならない。 2 農林水産大臣又は研究機構は、農林水産省令で定めるところにより、前項の手数料の額を出願者に通知するものとする。 3 第一項の規定により研究機構に納付された手数料は、研究機構の収入とする。 (現地調査又は栽培試験に係る手数料の納付命令) 第十五条の四 農林水産大臣は、出願者が前条第一項の規定により国に納付すべき手数料を納付しないときは、当該出願者に対し、相当の期間	を指定して、当該手数料を納付すべきことを命ずることができる。 2 研究機構は、出願者が前条第一項の規定により研究機構に納付すべき手数料を納付しないときは、農林水産大臣にその旨を申し立てることができる。 3 農林水産大臣は、前項の規定による申立てがあつたときは、出願者に対し、相当の期間を指定して、研究機構に手数料を納付すべきことを命ずることができる。 第十七条第一項第二号中「同条第二項」の下に「若しくは第十五条の二第二項」を、「又は」の下に「第十五条の四第一項若しくは第三項若しくは」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 2 農林水産大臣は、第十五条の二第一項の規定により研究機構に現地調査又は栽培試験を行わせた場合には、品種登録出願が前項第一号(第三條第一項の規定に係る部分に限る。)に該当するかどうかの判断をするに当たつては、研究機構が第十五条の二第四項の規定により通知する現地調査又は栽培試験の結果を考慮するものとする。 第十七条の次に次の一項を加える。 (審査特性の訂正) 第十七条の二 農林水産大臣は、品種登録をするときは、あらかじめ、当該出願品種について審査により特定した特性(以下「審査特性」という。)を出願者に通知しなければならない。 2 前項の規定による通知を受けた出願者は、当該出願品種の審査特性が事実と異なると思料するときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に対し、当該審査特性の訂正を求めることができる。 3 農林水産大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、明らかに当該求めに係る事実がないと認める場合を除き、当該審査特性が事実	かどうかについて調査を行うものとする。 4 農林水産大臣は、前項の規定による調査の結果、当該審査特性が事実と異なることが判明したときは、当該審査特性の訂正をしなければならない。 5 農林水産大臣は、前項の規定による訂正をしたとき、又は当該訂正をしない旨の決定をしたときは、第二項の規定による求めをした出願者に対し、遅滞なく、その旨当該訂正をしない旨の決定をしたときは、その理由を含む。)を通知しなければならない。 6 第十五条から第十五条の四までの規定は、第三項の規定による調査について準用する。 7 前条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、第二項の規定による訂正の求めについて準用する。この場合において、同号中「第十五条第一項」とあるのは、「次条第六項において準用する第十五条第一項」と、「同条第二項」とあるのは、「次条第六項において準用する第十五条第二項」と、「第十五条の四第一項」とあるのは、「次条第六項において準用する第十五条の四第一項」と読み替へるものとする。 第十八条第一項中「前条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第二項第四号を次のように改める。 四 品種の審査特性(前条第四項の規定による訂正をしたときは、当該訂正後のもの) 第十八条第三項中「ともに」の下に「前項第一号から第六号までに掲げる事項及び」を加える。 第二十一条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項各号」を「前項各号」に、「により登録品種等」を「により登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種及び登録品種に係る前条第二項各号に掲げる品種(以下「登録品種等」と総称する。)」に改め、同項を同条第二項とし、同条の次に次の三條を加える。 (育成者権の効力が及ばない範囲の特例) 第二十一条の二 品種登録を受けようとする者	は、次の各号に掲げる場合において、当該品種登録に係る育成者権の適切な行使を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、品種登録出願と同時に当該各号に定める事項を農林水産大臣に届け出ることができる。 一 出願品種の保護が図られないおそれがある国への当該出願品種の種苗の流出を防止しようとする場合 次に掲げる事項 イ 出願者が当該出願品種の保護が図られないおそれがない国として指定する国(前条第二項ただし書に規定する国を除く。以下「指定国」という。) ロ 前条第二項ただし書に規定する国以外の国であつて指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもつて收穫物を輸出する行為を制限する旨 二 出願品種の産地を形成しようとする場合に次に掲げる事項 イ 出願者が当該出願品種の産地を形成しようとする地域として指定する地域(以下「指定地域」という。) ロ 指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる收穫物を生産する行為を制限する旨 2 前項の規定による届出をした者(その承継人を含む。次条第一項及び第二項並びに第二十一条の四第一項及び第二項において同じ。)は、次項の規定による公示(第十三条第一項の規定による公示と併せてされたものに限る。)前に限り、当該届出に係る指定国又は指定地域の指定の全部又は一部を取り消す旨を農林水産大臣に届け出ることができる。 3 農林水産大臣は、第一項の規定による届出があつた場合には、第十三条第一項又は第十八条第三項の規定による公示の際、これらの公示と併せて、それぞれ第十三条第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び当該届出に係る事項
---	--	--	--

(前項の規定による届出があつた場合には、当該届出に係る変更後の事項。以下この項及び次項並びに第二十一条の四第三項において同じ。)又は第十八条第二項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項並びに当該届出に係る事項を公示しなければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定による公示(第十八条第三項の規定による公示と併せてされたものに限る。)をした場合には、品種登録簿に第一項の規定による届出に係る事項及び当該公示をした年月日を記載するものとする。

5 登録品種の種苗を業として譲渡する者は、農林水産大臣が前項に規定する公示をした日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種の種苗を譲渡する場合には、その譲渡する種苗又はその種苗の包装に、第五十五条第一項の規定による表示に加え、農林水産省令で定めるところにより、その種苗が第一項第一号又は第二号口に規定する制限が付されている旨及び当該制限の内容について当該公示がされている旨の表示を付さなければならない。

6 登録品種の種苗の譲渡のための展示又は広告を業として行う者は、農林水産大臣が第四項に規定する公示をした日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種の種苗の譲渡のための展示をする場合には、その展示をする種苗又はその種苗の包装に、当該公示に係る登録品種の種苗の譲渡のための広告をする場合にはその広告に、第五十五条第二項の規定による表示に加え、農林水産省令で定めるところにより、それぞれその種苗が第一項第一号口若しくは第二号口に規定する制限が付されている旨及び当該制限の内容について当該公示がされている旨の表示を付し、又はこれらを表示しなければならない。

7 農林水産大臣が第四項に規定する公示をした日の翌日以後は、前条第二項本文の規定にかかわらず、育成者権の効力は、当該公示に係る登録品種等についての第一項第一号口又は第二号

口に規定する行為(以下「輸出等の行為」という。)には及ぶものとする。

(指定国又は指定地域の追加)

第二十一条の三 前条第一項の規定による届出をした者は、同条第四項に規定する公示がされた後において、当該登録品種について指定国又は指定地域を追加する必要があると認めるときは、農林水産省令で定めるところにより、指定国又は指定地域を追加する旨を農林水産大臣に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出をした者は、次項の規定による公示前に限り、当該届出に係る指定国又は指定地域の追加の全部又は一部を取り消す旨を農林水産大臣に届け出ることができる。

3 農林水産大臣は、第一項の規定による届出があつた場合(前項の規定による指定国又は指定地域の追加の全部を取り消す旨の届出があつた場合を除く。)には、当該登録品種に係る第十八条第二項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項並びに当該届出に係る事項(前項の規定による届出があつた場合には、当該届出に係る変更後の事項。次項及び次条第三項において同じ。)を公示しなければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定による公示をした場合には、品種登録簿に第一項の規定による届出に係る事項及び当該公示をした年月日を記載するものとする。

5 農林水産大臣が第三項の規定による公示をした日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種等について追加された指定国又は指定地域に係る輸出等の行為については、前条第七項の規定は、適用しない。

(届出の取下げ)

第二十一条の四 第二十一条の二第一項の規定による届出をした者は、同条第四項に規定する公示がされた後において、当該登録品種について輸出等の行為に係る制限をする必要がなくなつたと認めるときは、農林水産省令で定めるところ

により、当該届出を取り下げる旨を農林水産大臣に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出をした者は、次項の規定による公示前に限り、当該届出を取り下げる旨を農林水産大臣に届け出ることができる。

3 農林水産大臣は、第一項の規定による届出があつた場合(前項の規定による届出があつた場合を除く。)には、当該登録品種に係る第十八条第二項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項、第二十一条の二第一項の規定による届出に係る事項(前条第一項の規定による届出に係る事項を含む。)並びに第二十一条の二第一項の規定による届出が取り下げられた旨を公示しなければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定による公示をした場合には、品種登録簿に第二十一条の二第一項の規定による届出が取り下げられた旨及び当該公示をした年月日を記載するものとする。

5 農林水産大臣が第三項の規定による公示をした日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種の種苗についての表示については、第二十一条の二第五項及び第六項の規定は、適用しない。

6 農林水産大臣が第三項の規定による公示をした日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種等についての輸出等の行為については、第二十一条の二第七項の規定は、適用しない。

第二十八条第三項中「旨を」の下に「公示するとともに」を加え、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「及び当事者」を「当事者に改め、『もの』の下に『及び第四項の規定により意見を述べた通常利用権者』を加え、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項の規定による申請があつたときは、その登録品種の通常利用権者は、前項に規定する期間内に限り、意見を述べることができる。

第三十一条第一項中「第八条第三項」を「第八条第五項」に改める。

第三十二条第三項から第五項までを削る。

第二章第四節第三十二条の次に次の一条を加える。

(通常利用権の対抗力)

第三十二条の二 通常利用権は、その発生後にその育成者権若しくは専利用権又はその育成者権についての専利用権を取得した者に対してても、その効力を有する。

第三十五条の次に次の二条を加える。

(登録品種と特性により明確に区別されない品種の推定)

第三十五条の二 品種登録簿に記載された登録品種の審査特性により明確に区別されない品種は、当該登録品種と特性により明確に区別されない品種と推定する。

(判定)

第三十五条の三 登録品種について利害関係を有する者は、ある品種が品種登録簿に記載された当該登録品種の審査特性により当該登録品種と明確に区別されない品種であるかどうかについて、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の判定を求めることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、必要な調査を行った上で判定を行い、当該求めをした者及び当該登録品種の育成者権者に対し、その結果を通知するものとする。

3 第十五条から第十五条の四までの規定は、前項の調査について準用する。

4 第三条第二項の規定は第二項の判定について、第十七条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定は第一項の規定による判定の求めについて、それぞれ準用する。この場合において、同号中「第十五条第一項」とあるのは「第三十五条の三第三項において準用する第十五条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「第三十五条

の第三項において準用する第十五条第二項」と、「第十五条の四第一項」とあるのは「第三十五条の三第三項において準用する第十五条の四第一項」と読み替えるものとする。

第三十七条第二項中「前項ただし書」を「前項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に改め、同条第三項中「第一項ただし書」を「第一項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法平成八年法律第九号第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員に対し、当該書類を開示することができる。

第四十二条第一項中「すべて」を「全て」に改め、「平成八年法律第九号」を削り、同条第三項中「すべて」を「全て」に改める。

第四十五条第一項中「三万六千円」を「三万円」に改める。

第四十七条第二項中「その職員に現地調査を行わせ、又は研究機構に栽培試験を行わせる」を「現地調査又は栽培試験を行う」に改め、同条第三項中「から第六項まで」を「及び第四項並びに第十五条の二」に改め、「栽培試験に」の下に「ついて」を加える。

第四十九条第二項中「聴聞」を「聴聞を行うに当たつて」に、「相当な期間において通知した上で行わなければ」を「行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による通知をする」とともに、「聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、聴聞の期日及び場所を公示しなければ」に改め、同条第三項中「行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十七条第一項の規定により前項」を

「同項」に改め、「規定する者」の下に「又は同項の品種登録に係る育成者権に係る通常利用権者」を加え、「これを許可しなければ」を「行政手続法第十七条第一項の規定による参加の許可をしなければ」に改め、同条第四項ただし書中「さかのぼつて」を「遡つて」に改める。

第五十一条第二項中「審理は」を「審理を行うに当たつては、相当な期間において、その旨を」に、「対し、相当な期間において通知した上で行わなければ」を「通知をし、かつ、公示しなければ」に改め、同条第三項中「受けた者」の下に「又は同項の品種登録に係る育成者権に係る通常利用権者」を加える。

第五十二条第一項第二号中「又は通常利用権」を削り、同項第三号中「専用利用権又は通常利用権」を「又は専用利用権」に改める。

第五十五条中「農林水産省令で定めるところにより」を削り、「包装に」の下に「農林水産省令で定めるところにより」を加え、「品種登録に係る」を「品種登録されている」に、「（以下「品種登録表示」という。）を付するよう」に努めなければ」を「を付さなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 登録品種の種苗の譲渡のための展示又は広告を業として行う者は、農林水産省令で定めるところにより、登録品種の種苗の譲渡のための展示をする場合にはその展示をする種苗又はその種苗の包装にその種苗が品種登録されている旨の表示を付し、登録品種の種苗の譲渡のための広告をする場合にはその広告にその旨を表示しなければならない。

第五十六条第一号及び第二号中「品種登録表示」をその種苗が品種登録されている旨の表示に改め、同条第三号中「品種登録に係る」を「品種登録されている」に改める。

第二章第七節中第五十七条の次に次の一条を加える。

（公示等）

第五十七条の二 この法律の規定による公示は、官報に掲載してするものとする。

2 農林水産大臣は、この法律の規定による公示をしたときは、当該公示をした年月日及びその内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第五十九条第一項第二号中「品種」の下に「（品種が判明しない場合には、その旨）」を加える。

第七十四条中「第十五条第六項」を「第十五条の二第五項（第十七条の二第六項、第三十五条の三第三項及び）」に改める。

第七十五条の見出し中「名称使用義務等」を「制限表示義務等」に改め、同条中「第二十二條の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第二十一条の二第五項又は第六項の規定に違反した者

二 第二十二條の規定に違反した者

三 第五十五条の規定に違反した者（第一号の規定に該当する者を除く。）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定（第五十七条を「第五十七条の二」に改める部分に限る。）、第十条に一号を加える改正規定及び第二章第七節中第五十七條の次に一條を加える改正規定並びに附則第七條の規定 公布の日

二 第十条の次に一條を加える改正規定、第十二條の次に一條を加える改正規定、第二十一条の次に三條を加える改正規定、第三十七條、第四十二条、第五十五条、第五十六条及び第五十九條第一項第二号の改正規定並びに第七十五条（見出しを含む。）の改正規定並びに次条

から附則第四条までの規定 令和二年十二月一日

一 〇 第二條の改正規定、第四條の改正規定、第五條の改正規定、第三十五條の次に

三 〇 第二十一條の改正規定 〇 令和四年四月二日 〇 第六條第一項の改正規定、第十五條の改正規定及び同條の次に三條を加える改正規定、第十七條の改正規定、第四十七條の改正規定並びに第七十四條の改正規定並びに附則第五條、第十條及び第十一條の規定

同條の次に一條を加える改正規定、第十八條の改正規定、（品種登録管理人の品種登録出願手続等）に関する経過措置

第二条 この法律による改正後の種苗法（以下「新法」という。）第十条の二の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）以後に新法第五條第一項〇の規定により掲げる規定の施行の日（附則第四條及び第五條において「第二号施行日」という。）前においては、この法律による改正前の種苗法（以下「旧法」という。）第五條第一項（以下「旧法第一項」という。）第五條第一項所（法人にあつては、営業所を有しない者以下この条において「在外者」という。）について適用し、第二号施行日前にこの法律による改正前の種苗法（以下「旧法」という。）第五條第一項の規定による品種登録の出願をした在外者については、なお従前の例による。

（輸出等の行為に係る制限の届出等に関する経過措置）

第三条 この法律 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に旧法第五條第一項の規定による品種登録の出願をしている者及び旧法第十八條第一項の規定による品種登録を受けている者は、新法第二十一条の二第一項の規定にかかわらず、第二号施行日から起算して六月を経過する日までの間に限り、同項（第一号に係る部分に限る。）の規定による届出をすることができる。

2 前項の届出が種苗法第十三條第一項の規定による公示後新法第十八條第三項の規定による公示前にされた場合における新法第二十一条の二第三項の規定の適用については、同項中「第十

第十条第二項中「公告し、又は」を削り、「利用」の下に「その他の内閣府令で定める方法」を、「書類」の下に「(同項第二号イに掲げる書類について

は、これに記載された事項中、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの。第二号において「特定添付書類という。」を加え、「一月間」を「二週間」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 特定添付書類に記載された事項

第十條第三項ただし書中「二週間」を「一週間に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次の一項を加える。

3 前項の規定による公表は、第十二條第一項の規定による認証又は不認証の決定がされるまでの間、行うものとする。

第二十五條第五項中「及び第三項並びに」を「から第四項まで及び」に改める。

第三十條中「これ」を「これらの書類(事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)」に改める。

第四十五條第一項第五号中「これ」を「当該書類(イに掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)」に改める。

第四十九條第四項第一号中「第五十二條第四項」の下に「及び第五項」を加える。

第五十二條に次の一項を加える。

5 認定特定非営利活動法人は、前項の請求があつた場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

第五十五條第一項中「書類」の下に「同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。」を加え、「次項」を「以下この条」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前条第二項第二号に掲げる書類につ

いては、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(認証の申請に関する経過措置)

第二條 この法律による改正後の特定非営利活動促進法(以下この条及び次条において「新法」という。)第十條第二項から第四項まで(これらの規定を新法第二十五條第五項及び第三十四條第五項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日(以下この条及び次条において「施行日」という。)以後に新法第十條第一項、第二十五條第三項又は第三十四條第三項の認証の申請があつた場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の特定非営利活動促進法第十條第一項、第二十五條第三項又は第三十四條第三項の認証の申請があつた場合については、なお従前の例による。

(書類の提出に関する経過措置)

第三條 新法第五十五條第一項(新法第六十二條において準用する場合を含む。)の規定は、新法第二條第三項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人(以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。)が施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、認定特定非営利活動法人等が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に

対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第五條 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十四條の三を削る。

別表の十二の三の項を削る。

(国家戦略特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第六條 附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされた認証の申請があつた場合における前条の規定による改正前の国家戦略特別区域法第二十四條の三の規定の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(情報通信技術の利用のための措置)

第八條 政府は、この法律の施行後速やかに、特定非営利活動促進法に基づく事務又は業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

審査報告書

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和二年十二月一日

厚生労働委員長 小川 克巳

参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、現下の新型コロナウイルス感染症の発生の状況に対処するため、当該感染症に係る臨時の予防接種の実施について定めるとともに、当該感染症に係るワクチンの製造販売業者等に生ずる損失を政府が補償することができることとするほか、検疫感染症以外の感染症について検疫法の規定を準用する期間を延長できることとしようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費は、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種の実施状況等を踏まえてその予算措置を講ずることになる。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、新型コロナウイルスワクチンの接種の判断が適切になされるよう、ワクチンの安全性及び有効性、接種した場合のリスクとベネフィットその他の接種の判断に必要な情報を迅速かつ的確に公表するとともに、接種の判断は国民自らの意思に委ねられるものであることを周知すること。また、ワクチンを接種していない者に対する差別、いじめ、職場や学校等における不利益取扱いは決して許されるものではないことを広報等により周知徹底するなど必要な対応を行うこと。加えて、これらの周知を行うに当たっては、ホームページ、SNSその他の各種ネットサービス等の様々な媒体を活用し、国民がこれらの情報に容易にアクセスできる環境整備に努めること。

二、新しい技術を活用した新型コロナウイルスワクチンの承認審査に当たっては、その使用実績が乏しく、安全性及び有効性等についての情報

量に制約があることから、国内外の治験結果等を踏まえ、慎重に行うこと。

三、新型コロナウイルスワクチンに関する独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）の審査報告書については承認後速やかに公表するとともに、ワクチン承認の可否が判断される薬事・食品衛生審議会に係る議事録について、可能な限り早急に公表すること。

四、新型コロナウイルスワクチンによる副反応を疑う事象について、広く相談窓口を設置し、国民に周知すること。また、海外における情報も含め、医療機関や製造販売業者等から迅速に情報を収集・把握し、情報公開を徹底するとともに、健康被害が拡大することのないよう、的確に対応すること。さらに、PMDAにおける副反応疑い報告の収集・分析能力を強化するため、関係部署における体制強化等を図ること。

五、新型コロナウイルスワクチンには、新しい技術を活用したワクチンが含まれることを踏まえ、接種に伴って健康被害が生じた場合の健康被害救済制度について、広く周知を図るとともに、迅速・円滑な運用に努めるなどの確に対応すること。

六、新型コロナウイルスワクチン確保のために製造販売業者等と損失補償契約を締結するに当たっては、損失補償を行わなければならない事態が発生した場合に、それが最終的に国民の負担となることを踏まえ、真に国が補償することが必要な損失として国民の理解が得られるものとなるように、製造販売業者等との交渉を行うこと。

七、新型コロナウイルスワクチン接種の対象者の選定及び優先順位の決定に当たっては、科学的根拠に基づいて行うとともに、その理由を国民に丁寧に説明すること。

八、新型コロナウイルスワクチン接種については、大規模に実施されることとなるため、実施主体となる市町村長が円滑に接種事業を行える

ように、ワクチンの流通を含む接種体制の整備や実施方法の策定などについて、国が積極的な支援を行うこと。また、各都道府県・市町村における高齢者割合や人口分布等にそれぞれ違いがあることを踏まえ、都道府県、市町村、医療機関等が地域の実情に応じた体制を構築できるよう、実施体制の整備に係る分りやすいガイドラインを示すとともに、国庫補助の運用について関係者の意見を聴取しつつ適切に対応すること。

九、新型コロナウイルス感染症の流行地域では、医療機関や保健所等の業務が逼迫することも想定されることから、そのような状況においても予防接種が適切かつ円滑に実施されるよう、各市町村・都道府県をまたいだ広域的な支援体制の構築を進めること。

十、未知の感染症に対するワクチンの開発は、国民の生命の安全及び健康の確保という観点のみならず、危機管理の観点からも極めて重要であることから、産官学医が一体となって、国内におけるワクチンの研究開発能力及び供給能力の強化に取り組むこと。また、次期予防接種基本計画の策定に当たっては、これらの観点も踏まえた検討を行うこと。

十一、海外における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等に鑑み、水際対策を徹底するため、人員や検査機材の確保など検疫所の体制強化等に取り組むこと。あわせて、国際的な人の往来再開に向けては、デジタル技術の活用も含めた公衆衛生業務の更なる効率化を図りつつ、入国後の健康フォローアップ等の取組を強化すること。

十二、新型コロナウイルス感染症に関する国民への広報やリスクコミュニケーションについて、担当する組織の在り方も含め、検討すること。

十三、新型コロナウイルス感染症に関わる情報公表の在り方について、個人に関する情報の取扱いを含め、今後、専門家や関係者の意見を聴い

て具体的に検討し、関係者の理解を求めること。

十四、新型コロナウイルス感染症に関し、緊急性や注目度の高い事例が発生したときは、特に国と当該地方自治体との情報共有及び情報発信に向けた緊密な連携が重要であることに鑑み、国及び地方自治体の間や、国及び医師会等の医療関係団体の間で迅速に情報共有が図られるよう、あらかじめ発生時の対応や連絡窓口等を確認するとともに、情報交換窓口の一本化、公表内容や公表時刻の調整等に努めること。

十五、外国人や障害者、高齢者等については、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報へのアクセスが困難な場合があるため、適切な情報提供手段等について、地方自治体とも連携して検討すること。

右決議する。

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
よつて国会法第八十三条により送付する。

令和二年十一月十九日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山東 昭子殿

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律

案

（予防接種法の一部改正）

第一条 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「第六条」を「第六条及び附則第七條第一項」に、「同条第一項」を「第六条第一項」に、「第十八条並びに第十九条第一項」を「附則第七條第二項の規定により適用する場合

を含む」、第十八条（附則第七條第二項の規定により適用する場合を含む）、第十九条第一項（附則第七條第二項の規定により適用する場合を含む）並びに附則第七條第一項に改める。

附則に次の二条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例）

第七条 厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者、その期日又は期間及び使用するワクチン（その有効性及び安全性に関する情報その他の情報に鑑み、厚生労働省令で定めるものに限る。）を指定して、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

2 前項の規定による予防接種は、第六条第一項の規定による予防接種とみなして、この法律（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する。この場合において、第十三条第四項中「含む。」とあるのは「含む。」又は同法第十九条の二第一項の承認を受けているもの（当該承認を受けようとするものを含む。）が同条第三項の規定により選任したもの」と、第十六条第一項中「A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病」とあるのは「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新た

に報告されたものに限る。)であるものに限る。」と、第二十五条第一項中「市町村」第六
条第一項の規定による予防接種については、
都道府県又は市町村」とあるのは「市町村」と
する。

3 前項の規定により読み替えて適用する第二
十五条の規定により市町村が支弁する費用
は、国が負担する。

4 第一項の規定による予防接種については、
第二項の規定により適用する第八条又は第九
条の規定は、新型コロナウイルス感染症のま
ん延の状況並びに当該感染症に係る予防接種
の有効性及び安全性に関する情報その他の情
報を踏まえ、政令で、当該規定ごとに対象者
を指定して適用しないこととすることができ
る。

5 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、あ
らかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなけ
ればならない。

一 第一項の厚生労働省令を制定し、又は改
廃しようとするとき。

二 第一項の規定による指示をしようとする
とき。

三 前項の政令の制定又は改廃の立案をしよ
うとするとき。

(損失補償契約)

第八条 政府は、厚生労働大臣が新型コロナウ
イルス感染症に係るワクチンの供給に関する
契約を締結する当該感染症に係るワクチン製
造販売業者(前条第二項の規定により読み替
えて適用する第十三条第四項に規定するワク
チン製造販売業者をいう。)又はそれ以外の当
該感染症に係るワクチンの開発若しくは製造
に係る者を相手方として、当該契約に係
るワクチンを使用する予防接種による健康被
害に係る損害を賠償することにより生ずる損
失その他当該契約に係るワクチンの性質等を
踏まえ国が補償することが必要な損失を政府

が補償することを約する契約を締結すること
ができる。

(検疫法の一部改正)

第二条 検疫法(昭和二十六年法律第二百一十号)の
一部を次のように改正する。

第三十四条に次の一項を加える。

2 前項の政令で定められた期間は、当該政令
で指定された感染症の種類について、当該感
染症の外国及び国内における発生及びまん延
の状況その他の事情に鑑み、当該政令により
準用することとされた規定を当該期間の経過
後なお準用することが特に必要であると認め
られる場合は、一年以内の政令で定める期間
に限り延長することができる。

第四十条中「第三十四条」を「第三十四条第一
項」に改め、「場合」の下に「(同条第二項の政令
により、同条第一項の政令で定められた期間が
延長される場合を含む。)」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症に係る特例)

第二条 新型コロナウイルス感染症(病原体が
ベータコロナウイルス属のコロナウイルス)令
和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機
関に対して、人に伝染する能力を有することが
新たに報告されたものに限る。)であるものに限
る。)についての第二条の規定による改正後の検
疫法第三十四条第二項の規定の適用について
は、「状況」とあるのは、「状況、当該感染症に
係るワクチンの開発の状況並びに予防接種法
(昭和二十三年法律第六十八号)附則第七条第一
項の規定による予防接種の実施の状況」とす
る。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七
号)の一部を次のように改正する。

別表第一予防接種法(昭和二十三年法律第六

十八号)の項中「第六条」を「第六条及び附則第七
条第一項」に、「同条第一項」を「第六条第一項」
に、「第十八条並びに第十九条第一項」を「(附
則第七条第二項の規定により適用する場合を含
む。)、第十八条(附則第七条第二項の規定によ
り適用する場合を含む。)、第十九条第一項(附
則第七条第二項の規定により適用する場合を含
む。並びに附則第七条第一項」に改める。
(外国軍用艦船等に関する検疫法特例及び感染
症の予防及び感染症の患者に対する医療に関す
る法律の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「第三十四条の
規定」を「第三十四条第一項の規定」に改める。
一 外国軍用艦船等に関する検疫法特例(昭和
二十七年法律第二百一十号)第八条

二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医
療に関する法律(平成十年法律第一百四十四号)第
十五条の二第一項及び第十五条の三第一項
(住民基本台帳法の一部改正)

第五条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八
十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二の四の項及び別表第四の三の項中
「又は同法」を、「同法」に改め、「徴収」の下に
「又は同法附則第七条第一項の予防接種の実施」
を加える。
(新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部
改正)

第六条 新型インフルエンザ等対策特別措置法
(平成二十四年法律第三十一号)の一部を次のよ
うに改正する。

第二十九条第五項中「第三十四条」を「第三
十四条第一項」に改める。

発行所 東京一〇五―八四四五
二番五号 独立行政法人国立印刷局
電 話 03 (3587) 4294
定 価 本号一部 一一一円
本体 一一〇円